

令和3年12月8日
学 長 裁 定

第4期中期目標期間における若手教員の積極的採用について

I 背景

第3期中期目標・中期計画においては、40歳未満の優秀な若手教員の活躍の場を全学的に拡大し、教育研究を活性化するため、大学教員(承継職員に限る)に占める40歳未満の若手教員の割合が20%以上となるよう、雇用を促進することとしている。

II 第4期中期目標期間における方針

第4期中期目標期間においては、下記の方針のもと、若手教員比率の更なる向上を促進する。

- 1 第4期中期目標期間においても、優秀な若手教員の活躍の場を全学的に拡大し、教育研究を活性化するとの方針は継続し、40歳未満の若手教員の比率(全大学教員(特定教員等を含む)に占める若手教員の割合)が20%以上となるよう、若手教員の雇用を促進する。
- 2 前項の実現のため、新規採用者に占める若手教員の比率が、65%以上となるよう努める。
- 3 若手教員の雇用促進のため、学長裁量若手教員等ポジティブ・アクションプラン等の施策を継続的に実施する。

III その他

第5期中期目標期間における方針については、第4期の状況を踏まえ、再度検討することとする。